

第6章 子ども・子育て支援給付

1 教育・保育及び地域型保育について

(1) 施設型給付（保育所、幼稚園、認定こども園）

現在、保育所は保育所委託運営費、幼稚園は私学助成・幼稚園就園奨励費、認定こども園には保育所部分と幼稚園部分のそれぞれに費用が支払われていますが、子ども・子育て支援法においては、市の確認を受けた上で「施設型給付」の対象施設として一本化されます。

(2) 地域型保育給付（地域型保育事業）

保育需要の増大に伴う待機児童の解消に機動的に対応できるよう、主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児を保育する、利用定員が19人以下の小規模な保育施設について、新たに市の認可事業とした上で地域型保育事業と位置付けます。

これは、教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる制度とするものです。

なお、地域型保育事業の施設・事業の類型は、下記のとおりです。

類 型	内 容
家庭的保育	利用定員5人以下とし、保育者の居宅その他の場所で、家庭的な雰囲気の中で保育を実施。
小規模保育	利用定員を6人以上19人以下とし、保育を目的とした様々なスペースで、小規模な保育を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・ A型（保育所分園に近いもの） ・ B型（A型とC型の間間的なもの） ・ C型（家庭的保育に近いもの） ※利用定員6人以上10人以下
居宅訪問型保育	保育を必要とする子どもの居宅において、1対1で保育を実施。 ※居宅訪問型保育事業者の保育提供対象者 ①障がい、疾病等で集団保育が著しく困難な場合 ②他の特定教育・保育施設や地域型保育事業での利用定員の減少などにより、継続的に当該事業を利用する場合 ③市がありません又は要請したが、他の特定教育・保育施設や地域型保育事業を利用することが困難な場合 ④母子家庭等で、保護者が夜間や深夜の勤務に従事するなど、必要性が高いと市が認める場合
事業所内保育	企業が主として従業員の仕事と育児の両立支援策として実施。従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所型事業所内保育（利用定員が20人以上） ・ 小規模型事業所内保育（利用定員が19人以下）

2 教育・保育及び地域型保育の「量の見込み」と「提供体制の確保内容とその実施時期」

(1) 施設型給付（保育所、幼稚園、認定こども園）

幼児期の学校教育・保育において、現在の利用状況と将来の利用希望を把握し、計画期間内に必要な施設や事業を確保することを数値として記載する必要があることから、本市では、教育・保育の「量の見込み」を算出するため、平成26年2月にニーズ調査を実施しました。

その結果と現在の利用状況に基づく「量の見込み」と、それに対する「確保の内容」については下表のとおりです。

なお、計画当初は「量の見込み」に対して「確保の内容」が不足することとなりますが、計画期間である5年間に、既存施設の認定こども園への移行促進や段階的に定員増を図ることにより、必要な量を確保していきます。

※教育・保育施設等を利用する場合は、子ども・子育て支援法等の規定に基づき、市から「支給認定」を受けます。その認定の区分は下記の3区分です。

1号：満3歳以上で学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども

2号：満3歳以上の保育の必要性のある就学前の子ども

3号：満3歳未満の保育の必要性のある就学前の子ども

◇平成27年度

	1号	2号		3号		計	
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1、2歳		
①量の見込み (必要利用定員総数)	205人	245人	365人	151人	345人	1,311人	
②確保 の内容	教育・保育施設	760人		320人	84人	201人	1,365人
	地域型保育事業	/		/	0人	0人	0人
②-①		310人	△45人	△67人	△114人	54人	

◇平成28年度

	1号	2号		3号		計	
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1、2歳		
①量の見込み (必要利用定員総数)	200人	240人	357人	147人	337人	1,281人	
②確保 の内容	教育・保育施設	640人		395人	107人	253人	1,395人
	地域型保育事業	/		/	0人	0人	0人
②-①		200人	38人	△40人	△84人	114人	

◇平成 29 年度

	1号	2号		3号		計	
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1、2歳		
①量の見込み (必要利用定員総数)	195人	233人	346人	142人	324人	1,240人	
②確保 の内容	教育・保育 施設	640人		400人	107人	253人	1,400人
	地域型保育 事業	/		/		5人	14人
②-①		212人	54人	△30人	△57人	179人	

◇平成 30 年度

	1号	2号		3号		計	
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1、2歳		
①量の見込み (必要利用定員総数)	189人	227人	337人	137人	313人	1,203人	
②確保 の内容	教育・保育 施設	640人		400人	107人	253人	1,400人
	地域型保育 事業	/		/		12人	26人
②-①		224人	63人	△18人	△34人	235人	

◇平成 31 年度

	1号	2号		3号		計	
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1、2歳		
①量の見込み (必要利用定員総数)	184人	220人	327人	131人	301人	1,163人	
②確保 の内容	教育・保育 施設	640人		400人	119人	281人	1,440人
	地域型保育 事業	/		/		12人	26人
②-①		236人	73人	0人	6人	315人	

3 認定こども園の普及、幼児期の教育・保育の推進

子どもやその保護者が置かれている環境に応じて、保護者等の選択のもと、多様な施設や事業から、良好で適切な教育・保育が総合的・効率的に提供されるよう、その推進体制を確保します。

本市内の教育・保育施設は、公立の保育所・幼稚園が多くを占めていますが、民間事業者の協力を得ながら本市の子育て支援を担ってきており、今後も官民協働により事業を展開していきます。

また、認定こども園においては、幼保連携型認定こども園の認可・指導監督が一本化されるなどにより設置しやすくなると考えられます。本市でも公立 2 園と私立 1 園が既に開設されており、引き続き公立保育所の認定こども園への移行を推進します。

◇認定こども園への移行

区 分	(実績)	(計画)				
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
滝根地区	滝根保育所(60)					
	滝根幼稚園(120)					
大越地区	大越こども園(150)					
都路地区	都路こども園(80)					
常葉地区	常葉保育所(90)					
	常葉幼稚園(120)					
船引地区	船引保育所(140)					(180)
	芦沢幼稚園(60)					
	船引南幼稚園(60)					
	緑幼稚園(60)					
	認定こども園わかくさ (425) (460)					

※ () 内数値は利用定員

第7章 地域子ども・子育て支援事業

1 地域子ども・子育て支援事業について

地域子ども・子育て支援事業として、子ども・子育て支援法第 59 条に掲げられている事業は以下の 13 事業です。

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
(その他要保護児童等の支援に資する事業)
- ⑥子育て支援短期入所事業
- ⑦ファミリーサポートセンター事業(子育て援助活動支援事業)
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が教育・保育分野に参入することを促進するための事業

2 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「提供体制の確保内容とその実施時期」

地域子ども・子育て支援事業について、以下のとおり事業量等を見込みます。

○利用者支援事業

子どもとその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【確保方策】

妊娠から出産、子育て、就学など、子どもの成長とともにさまざまな手続きや支援などの情報が庁内各に分散しています。これらの子育てに関する情報を一体的に提供できるよう、平成 28 年度に体制を整備することを目標とし、広報等を通じ利用の促進を図ります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
確保方策	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

○地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込み及び確保方策】

平成 27 年度以降の量の見込みは、ニーズ調査に基づくニーズ量を見込むものとします。

これまでも子育て支援センターを中心に、子どもと保護者の交流を図り、育児についての情報交換や、子育てに関する相談等を行ってきました。

「子ども・子育て支援法」では、子育て家庭が子育て支援の給付・事業の中から適切な選択ができるよう、地域の身近な立場から情報の集約・提供を行う利用者支援機能が付加されており、事業内容の充実を図っていきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1,471 人日	1,437 人日	1,382 人日	1,334 人日	1,282 人日
確保方策	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

○妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【量の見込み及び確保方策】

将来推計人口の0歳児を出産する妊婦を対象に平均15回の健康診査を実施することとして、「量の見込み」及び「確保方策」を設定します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (延べ)	3,300人	3,150人	3,000人	2,850人	2,700人
確保方策 (延べ)	3,300人	3,150人	3,000人	2,850人	2,700人
参考:出生数見込み	220人	210人	200人	190人	180人

○乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込み及び確保方策】

将来推計人口の0歳児のいる家庭を対象に訪問することを目標に「量の見込み」及び「確保方策」を設定します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	220人	210人	200人	190人	180人
確保方策	220人	210人	200人	190人	180人

○養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(その他要保護児童等の支援に資する事業)

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業であり、また、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

【量の見込み及び確保方策】

本市では、養育支援が必要な家庭に対しては、保健センターで実施する発達相談（すくすく教室）や要保護児童対策地域協議会や家庭児童相談員を配置し、相談等支援を行ってきました。引き続きこれら事業を継続・強化することから、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業を実施いたします。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保方策	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

○子育て支援短期入所事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業））及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）です。

【量の見込み及び確保方策】

平成 27 年度以降の量の見込みは、ニーズ調査に基づき、短期入所生活援助事業（ショートステイ）の利用を見込むものとします。なお、夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）については、ニーズ調査では意向がなかったため、本計画期間内では実施しないこととし今後の状況を踏まえて対応を検討していきます。

また、確保方策としては、見込みに対応すべく、関係機関との調整を図り早期に（平成 28 年度目標）対応していくことといたします。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (延べ)	17 人	17 人	16 人	16 人	15 人
確保方策 (延べ)	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	0 人	17 人	16 人	16 人	15 人

○ファミリーサポートセンター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【量の見込み及び確保方策】

本市では平成 24 年度より本事業に取り組み、平成 24 年度は 23 人回、25 年度は 63 人回の利用がありました。より多くの利用がなされることを目標として、引き続き会員数の増加を図るとともに、利用促進にむけて広報活動に取り組んでいきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施の有無	有	有	有	有	有

○一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【量の見込み及び確保方策】

平成 25 年度において公立保育所・こども園 5 箇所、585 人の一時保育を行っており、認可外保育施設 3 箇所でも実施しています。また、幼稚園や児童館における預かり保育は平成 25 年度で 23,654 人が利用しています。

平成 27 年度以降の「量の見込み」は、ニーズ調査に基づき見込むものとし、それに対応すべく事業を実施していきます。なお、現在、幼稚園において実施している預かり保育は、一時預かり事業の中で再編します。

◇一時預かり事業（幼稚園型）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (延べ)	676 人	661 人	642 人	625 人	606 人
確保方策 (延べ)	8 か所 760 人	8 か所 640 人	8 か所 640 人	8 か所 640 人	8 か所 640 人

◇一時預かり事業（一般型）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
量の見込み (延べ)	11,423 人	11,164 人	10,784 人	10,449 人	10,449 人	
確保方策	一時預かり (延べ)	11,132 人 8 か所	10,964 人 8 か所	10,574 人 8 か所	10,149 人 8 か所	10,149 人 8 か所
	ファミリーサポート センター(延べ)	300 人	300 人	300 人	300 人	300 人

○延長保育事業

保育の認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【量の見込み及び確保方策】

平成 27 年度以降の「量の見込み」は、ニーズ調査に基づき見込むものとし、それに対応すべく事業を実施していきます。なお、これまで本市では延長保育を午後 6 時 30 分から午後 7 時まで実施していましたが、ニーズ調査ではほとんどの方が午後 7 時までの利用希望であったことから、現行通りの時間帯で行うこととします。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	53 人	52 人	50 人	49 人	47 人
確保方策	53 人	52 人	50 人	49 人	47 人
	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所

○病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

【量の見込み及び確保方策】

本市ではこれまで当該事業については取り組んでおりませんでした。しかしながら、ニーズ調査をもとにしたニーズ量算定によると、ニーズ量は 1,483 人(平成 27 年度)となっています。このニーズ量を「量の見込み」として整備目標に設定し、関係機関との協議・調整により事業量を確保していきます。

なお、利用者の一部については、ファミリーサポートセンターにおいて、医療機関との連携や提供会員の講習の充実等により預かり対応を行っていくものとしていきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (延べ)	1,483 人	1,449 人	1,401 人	1,358 人	1,312 人
確保 方 策	0 人	300 人	600 人	900 人	1,200 人
	0 か所	1 か所	2 か所	3 か所	4 か所
	0 人	50 人	50 人	200 人	200 人

○放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込み及び確保方策】

本市では、従来から小学校6年生までを対象に実施してきたが、施設の定員により3年生までを優先に実施してきました。利用ニーズに対応するため、定員の見直しや小学校の統合の折に施設の拡充を図っていきます。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量 の 見 込 み	低学年	291人	285人	281人	279人	275人
	高学年	278人	268人	261人	254人	247人
	計	569人	553人	542人	533人	522人
確 保 方 策	放課後児童健全育成事業	10か所 370人	16か所 500人	18か所 540人	20か所 580人	20か所 540人
	ファミリー・クラブ	20人	20人	40人	40人	50人

○実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

なお、事業開始にあたっては、各施設・事業により、実費徴収の範囲や額が一定でないことから、保護者負担の平準化を図るため、まずはそれぞれの負担水準の把握に努めます。

【量の見込み及び確保方策】

本市では、保育所保育料や幼稚園の入園料・保育料、一時預かり、放課後児童クラブ保育料の無料化などを実施しており、保護者負担の軽減を行っています。

また、現状においては、各施設や事業により物品購入や行事参加等に要する実費徴収額などが一定でないことから、本事業の実施にあたっては、まずはこれら費用の平準化に取り組みます。

○多様な主体が教育・保育分野に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【量の見込み及び確保方策】

教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業を実施していくためには、将来人口を見据えて「量の見込み」を的確に把握し、それに対応すべく計画的に事業を実施していくことが必要です。現状と比較して「量の見込み」が過大なものや、現状では「量の見込み」がないものの今後の利用が見込まれるものなどについては、新規事業者の参入を検討していくことも必要になります。また、新規事業者が教育・保育等事業に参入する場合には、適切に事業を実施する能力を有しているかといった判断も必要となります。

本計画を実施していく中で、「量の見込み」等を適切に見極め、状況に応じて本事業を検討していくこととします。